



H30 秋の法改正

■日本・フィリピン社会保障協定：平成30年8月1日発効

前号でもお知らせいたしました、日本から外国へ派遣される方・外国から日本へ派遣される方は、両国で社会保障制度に加入が必要になる可能性があります。この二重加入を防止するため、社会保障協定が各国と締結されています。既に十数国との社会保障協定が締結・発効されていますが、本年8月1日、新たにフィリピンとの社会保障協定が発効されました。派遣期間が5年を超えない場合は、派遣元(日本あるいはフィリピン)で適用証明書を受けることにより派遣先(フィリピンあるいは日本)での年金保険の加入が免除されます。そのため、協定発効前において、発効日より5年を超えないと見込まれる期間で既に派遣先において就労されていた方も、適用証明書を受けることにより派遣先での年金保険加入が免除されます。(ただし、この適用を受けられるのは発効日である本年8月1日以降です)また、予見できない事情により派遣期間が延長される場合、申請に基づき両国で判断し合意した上、プラス3年までは派遣先での年金保険加入免除が継続されます。(適用期間は原則5年プラス延長3年で8年間までですが、場合により8年を超えて適用を受けられるケースもあります)また、一時派遣期間の保険加入免除と併せて、両国での年金加入期間の通算も適用されます。

■最低賃金の改定

最低賃金は、最低賃金法に基づき賃金の最低限度を定め、労働者を使用する者は、その最低限度以上の賃金額を支払う義務を負います。この限度額を下回る額を給与として労使で合意しても無効とされ、その時は実際の支給額と最低限度額との差額を支払う必要があります。また、給与を最低賃金未満とした場合には罰則も定められています。最低賃金には地域別と特定業種別とがあります。地域別の最低賃金は賃金の実態調査結果等を参考にし、その地域での実情を踏まえ審議を行い、都道府県ごとに決められ、毎年改定されます。改定の年月日は、都道府県ごとに異なりますが、ほとんどは毎年10月1日前後に改定されます。平成30年10月1日より、東京都の最低賃金は27円引上げられて、時間額985円に改定されます。他の主な都道府県の最低賃金と以下となっています。(下記4府県における最低賃金の改定年月日は、いずれも平成30年10月1日です)

神奈川県：時間額983円 千葉県：時間額895円 愛知県：時間額898円 大阪府：時間額936円

■雇用保険の支給限度額等の変更：平成30年8月1日施行

雇用保険における基本手当(失業手当)の日額は毎年8月1日に改定されます。それと同時に、雇用継続給付(高齢者雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付)にかかる支給限度額も同じ日に改定されます。平成30年8月1日における各支給限度額は、下記の額に変わりました。それぞれ限度額は上がっていますので、この改定により今までは上限にかかって給付を受けられなかった方が給付を受けられるようになる可能性もあります。

- ・高齢者継続給付：賃金月額上限額 472,200円(←469,500円) 賃金月額下限額 74,400円(←74,100円)
支給限度額 359,899円(←357,864円) 最低限度額 1,984円(←1,976円)
- ・育児休業給付：賃金月額上限額 449,700円(←447,300円) 賃金月額下限額 74,400円(←74,100円)
支給上限額【給付率67%適用期間】 301,299円(←299,691円)
【給付率50%適用期間】 224,850円(←223,650円)※
- ・介護休業給付：支給上限額 331,650円(←329,841円)

※現在、育児休業給付は、給付の対象となる期間により給付額を算出する際の給付率が異なります。育児休業の開始日から開始180日目までにかかる期間では給付率を67%で計算し、181日目以降の期間では給付率を50%で計算しています。

知っておきたいミニ知識

健康保険被扶養者の認定

健康保険における被扶養者の認定事務に関して、厚生労働省より「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」(平成30年8月29日保保発0829第1~2号)の通達が発せられました。通達の宛先は、協会けんぽ及び各健康保険組合ですが、それぞれでの被扶養者認定事務が変わることにより、事業所が行う手続にも影響が及ぶ可能性があります。(通達名に「日本国内に住所を有する」とあり、国内にいる認定対象者を対象としています。海外在住の方については、本通達とは別に「海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者の認定事務について」(平成30年3月22日保保発0322第1号・年管管発0322第6号)が別途あり、こちらを基に認定がなされます)この通達は、不適切な被扶養者認定を避け、本来加入できない家族が被扶養者として加入しないように認定事務がなされることを目的としています。この目的を達するため、収入の多寡や同居の有無等、被扶養者認定にかかる各要件に該当しているかについて、公的な証明書を被扶養者(異動)届に添付し提出することによって、要件該当の有無を確認し、被扶養者認定を行うことを原則としています。そのため、被保険者本人からの申立てのみによって、扶養関係を認定することはできないとされています。また、認定後における被扶養者要件の確認について、認定後少なくとも年1回は被扶養者にかかる確認を行い、認定要件を満たしていることを確認することが望ましいとされています。この通達は一定の周知期間を設けた上、平成30年10月1日より適用されます。この通達により被扶養者認定に関して、被扶養者異動届と併せて提出する証明書類の取扱いが変わる可能性があります。その具体的な取り扱いの内容については、協会けんぽ・健康保険組合等、加入している健康保険の保険者に確認することが必要です。